

## 平成30年労第268号

### 主 文

労働基準監督署長が、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

### 事実及び理由

#### 第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

#### 第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社C支店に雇用され、同店の商品の加工、袋詰め、品出し業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、勤務中に転倒したため、同月〇日、D病院を受診し、「右膝蓋骨骨折、頸部打撲傷」（以下「旧傷病」という。）と診断され、療養中の同月〇日、自宅で姿勢を崩して転倒し同院を受診し、「右橈骨遠位端骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

#### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人は、旧傷病により松葉杖を使用することになり、松葉杖を使用しているときにバランスを崩して転倒し、本件傷病が生じたものであるから、旧傷病と本件傷病との間には相当因果関係があり、負傷原因や状況を確認せずにした本件処分は誤りであると主張していることから、以下検討する。

(1) 請求人は、業務上の事由による旧傷病のため自宅療養中であつたところ、病院から貸与された松葉杖を両腕に使用してトイレに移動しようとした際に、右膝の痛みでふらつきバランスを崩して転倒し、本件傷病を負つたものであることが認められる。

(2) 上記の災害発生状況からすれば、家の構造上の欠陥や請求人が泥酔していた等の事情は認められず、療養の過程における必要な日常の動作において、本件傷病が生じたものと認められるから、本件傷病は業務上の事由による旧傷病との間に因果関係の中断はなく、旧傷病と本件傷病との間には相当因果関係がある。したがって、本件傷病は、療養補償給付の対象となると判断することが相当である。

### 3 結 論

以上のとおり、請求人に生じた本件傷病は業務上の事由によるものと認められ、本件処分は妥当ではないから、本件処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。